

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office Co.,Ltd.

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 23rd Fl r , 253 Sukhumvit 21, Klongtoey Nua, Wattana, Bangkok 10110, Thailand [地図](#)

E-Mail : siasia@loxinfo.co.th (総合窓口、調査)

patent@siasia.co.th (特許)

design@siasia.co.th (意匠)

trademark@siasia.co.th (商標)

S&IWebsite: <http://www.siasia.co.th/jp>

(取材編集協力) [有限会社 S&I JAPAN](#)、[地図](#)

〒107-0062 東京都港区南青山 3-8-6 ル・シェール青山 2 階

TEL : 03-3402-0013、FAX : 03-3402-0014

siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp

(担当：鈴木秀幹弁理士・井口文絵)

(待山秋影 (バンコク事務所))

CopyRight © S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

～事務所より～

～編集者より～

記事目次

[～タイ国家イノベーション庁は、イノベーションの為に 1 億パーツを確保する～](#)

[～タイの強固なイノベーションエコシステムが、明日の食品技術リーダーを育てる～](#)

[～タイ工業標準局の不正ロゴをつけた飲料水ボトルの回収を CP 社が求められる/タイ工業標準局の偽の認証をつけたフェイスシールド回収をセブン・イレブンが求められる～](#)

[～タイの CPTPP 参加が実際に有益かどうかを検証する委員会が設置された～](#)

～タイのフルーツ 3 品と磁器 1 品が地理的表示登録を受ける／タイ政府は 4 つの産品を地理的表示リストに加えた～

～タイで医薬品のための知的財産の盾が準備中である～

～タイへの生産基地移転を外国人投資家が検討する～

～タイの国境経済特区開発は着実なペースで進んでいる～

～タイ・サケート県の強制捜査で 1,000 点の偽造バッグが押収される～

～タイ・アーントーン県の太鼓の地理的表示マーク取得が進められている～

～タイの大型商取引は取引競争法の再検討を思いつかせる～

～タイ企業は CPTPP に透明性を望む～

～タイ産業団体はタイの CPTPP 加盟を支援する～

～タイにとっての CPTPP の価値を調査する特別委員会が設置される～

～タイの外国企業に対するライセンスの許可が急増する～

～タイ投資委員会は、5 つのメガプロジェクトに対する投資恩典を承認する／タイ投資委員会は、400 億バーツ超の大規模プロジェクトを承認し、持続可能な投資を約束する～

～タイの自動車生産台数は 5 月に回復したが、前年比 69% の下落である～

～タイの薬品の強制実施権に、CPTPP への参加はなんの影響も与えない～

～タイ政府はコミュニケーションゲームにおける CPTPP 批判を引き延ばしている～

～タイの CPTPP 加盟を、植物育種家が支持する～

～タイの CPTPP 加盟に関する議論が加熱する中、種苗の扱いに疑念が生じている～

～ベトナムで知的財産及び偽造品取締に関する多くの新规定が 4 月 20 日から有効となる

～

～ベトナムで新たに施行された通達は知的財産保護要件を伴った物品の扱いを楽にする

～

～ベトナムへの列車をロシア鉄道が編成する～

～ベトナム・ホーチミン市で AI ドリブンイノベーションのコンテストが開始される～

～韓国の医薬品会社によるコロナウイルスワクチン開発は初期段階にある～

～イスラエルのチームは数年に渡るコロナウイルスの研究により、ワクチン開発の準備が整う～

～EU 加盟国はアストラゼネカ社とのワクチン取引に署名する～

～国際連合によると、パンデミック下の無料コンテンツは文化産業を脅かす～

[～世界保健機構は、Covid-19 知識プールを思い切って進める～](#)

～事務所より～

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを6月25日付けで更新しました。

ホームページを2月17日付けで日本語版を一新致しました。

<http://www.siasia.co.th/jp/> をご覧ください。

英語版、タイ語版もアップ致しました。

(7月、8月の祝祭日のお知らせ)

7月は6日、7日、28日が祝祭日です。8月は12日が祝祭日です。祝祭日については、今後変更が予想されますので、事前に確認をお願いします。弊所は、その都度HPを通じてお伝え致します。現在、新型コロナウイルスによる特別な休暇はありませんが、非常事態が6月末までに延長となり、日本からタイへは、旅客便は6月末まで運行されておられません。入国制限が厳しい状態が続いております。但し、次第に制限緩和を行う方向でタイ政府は動いておりますので、事前に在日タイ大使館領事部、利用航空会社への確認をお勧めします。タイ到着後14日間、指定ホテルでの隔離を要請されており、公共交通機関への利用は控えるように、及びタイ現地職場への復帰着任は、14日後とするようタイ政府より要請されています。来タイ予定の方はご注意ください。

(再信：タイ特許審査マニュアルの和訳について)

ジェトロからの委託により、上記和訳が3月末に完成致しました。つきましては、ジェトロのサイトから、是非、ご利用ください。JETROのホームページでは、

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/ip.html>

さらに、JETROのページにリンクを張る形で、JPOでのタイの欄にも掲載します。

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html>

このマニュアルには、特許、小特許を含む審査基準や実例が掲載されております。意匠については、このマニュアルには入っておりませんので、ご注意ください。

(再信と更新4回目：ミャンマー商標法、意匠法の仮和訳が日本特許庁より公表されました)

昨年5月に著作権法が国会通過成立したことにより、知財関連法案が全て成立したこととなりました。施行日がいつになるのかが注目される処ですが、知財担当局が教育省から商務省に移行されるため、その行政部署移行が完了された時点と予想されます。現時点未定ですが、弊所の収集した情報によると新型コロナウイルス感染の対策により、さらに遅れており、現在では、**今年中は、無理かもしれない**とも言われています。

(ミャンマー意匠法 (日本語仮訳))

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/myanmar-ishou.pdf>

(ミャンマー商標法 (日本語仮訳))

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/myanmar-shouhyou.pdf>

(ミャンマー特許法 (日本語仮訳))

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/mm/ip/pdf/laws_201903.pdf

～編集者より～

5月頃からパテントプールを話題とした記事や論稿がネット上で目立つようになってきた。ようやく、今年秋のG7先進国首脳会議に向けて本格的に検討がなされてきている空気を感じる。今回は、ネット上の色々な論客が書かれた記事を見渡して、見落としがちな視点を私なりに取り上げてみた。

- ① 特許の世界だけでは解決できないという点。各国の医薬認証制度も絡めて検討すべき。
- ② ライセンシーは国家政府である場合が多いと予想。
- ③ 医薬だけ（医薬でもその派生物質など、製造方法、用途発明など）ではなく、その周辺技術（医療器具、防護用具など）も包含すべき。
- ④ 最終目的は、対象国にて安価で良質で大量の医薬を供給できる体制を構築することであり、単なる技術ライセンス契約ではなく、包括的な支援契約で対処すべき。

と、このような観点を挙げてみたが、是非考慮して戴きたいものである。早速、私の視点を展開していきたい。

前回の論稿で、強制実施権制度というのは、タイという国（他にも同様な国が多々あると思うが）では余り役に立たない。と、持論を展開してみた。そして、その原因は、①国内での医薬品生産技術が十分ではない。②ライセンシーは多くの場合、政府医薬品局（GPO、Government Pharmaceutical Office）である。だから、強制実施権の制度そのものが、制度趣旨とおりに理想的に動かすことができないでいる。たとえ、強制実施権を行使しても、担当大臣が医薬製造企業に生産依頼をしにインドへ出張に行くことになるのである。決して笑い事ではない。今回の新型コロナウイルスで、ワクチンを日本が輸入するべく安倍首相が海外出張するのとその心境は、変わらないと思う。

パンデミックの場合、強制実施権行使の他にどのようなアイデアがあるのだろうか。パンデミック終息までの期間、「特許権の権利停止」による権利の開放を提唱する識者もいる。（創英社/三省堂（2017）「医療と特許」第三章医薬品アクセス問題には権利停止法令条文案も提示されている）しかしながら、権利停止となると、当然に権利者への補償が必須であり、特許制度上、この部分（期間）に穴が空く状態となる。どうも知財を取り扱う人間としては、納得できない。何よりも特許権停止をすることによっても事態に何の解決策にもならない。権利者が積極的に権利無償供与というケースもあるが、現時点では、現実的な選択肢ではないように思える。

現実的な議論をするためには、当然、各国の医薬品承認機関である FDA（Food and Drug Administration, 食品医薬品局）あるいは同等の政府関連機関が加わり、それぞれの国での認可、そして新薬認可プロセスにおける先発権との関係をどのように各国調整するかが大きな課題となる。つまりライセンス供与に始まり、現地国の市場に安価で良質の医薬が行き渡るまでには、とても特許の世界だけでは事は済まない。

ジェネリック医薬の場合、特許期限切れを見込んで FDA 認可を得るため、その手続きの中でパテントリンケージ(CPTPP 条約のような調整手続きを想定)により、ライセンス料が決まってくるため、市場投入方法も調整期間の間で決まってくると思われる。また、特許期限切れの医薬品であれば、FDA での承認のみで市場に出現することとなるため、現行制度でのジェネリック医薬の取り扱いはさほど問題はないと思われる。がしかし、今回のようなパンデミック時に新薬を開発し、特許権を取得あるいは申請した場合どうするかである。

従来から言われているが、パテントプールという方策がある。医薬品の場合、医薬品パテントプール ([Medicines Patent Pool, MPP](#)) という [UNITAID](#) が 2010 年に設立した国連の支援団体がある。ここでは、開発途上国に対し、感染症であるマラリア、結核、C 型肝炎、HIV などの医薬品パテントをプールして、ライセンス費用を格安で斡旋（表現が適切かどうか分からないが）し医薬品製造企業に製造、販売、輸入させるライセンスを使った仕組みがある。この支援医薬品製造企業には世界中のジェネリック医薬品製造企業及び開発企業が 20 社以上関わっている。自国での製造能力が無い場合、個別に医薬品製造企業と交渉する能力に乏しい場合には、このような第三者機関に依頼して必要な医薬品を調達することとなるのであろう。

電子技術や通信技術の世界では、パテントプールとして例えば MPEG、3G、4G、DVD などの電子技術や通信技術標準として、パテントプールを具現化した例が幾つもある。だが、考え方は同じでもそれは医薬品とはその目的及び公共性において別の世界のように思える。この点、医薬品にかかるパテントプールは、制度組織運営上のかなりの工夫と調整が要求されそうである。

理想的には、WHO（世界保健機関）が指定した必須医薬品（Essential Medicines）及び医療機器や医療用具については、各国の特許を第三者機関に登録しておき、この機関が国連加盟国の各国での特許権管理を行い、そのライセンシー希望者が現れると、ライセンシーから使用料金を徴収して権利者に渡すという仕組みだ。この場

合の課題は、①ライセンシーの多くは国家、研究機関、大学 である。特に途上国では国家それ自身の場合が多いと予想される。②物質特許だけであるなら、管理運用できそうだが、派生物質、製造方法や用途特許などに特許の態様が様々であるため、その分、管理というか複数の関連した権利をその状況と場合に応じてパッケージとして管理するなどの工夫が必要で運用上、難しそうに思える。が、利用者（現地政府）や一般庶民からみて公平感、透明感があるように思える。

この方法だと、権利停止という権利者にとって当に異常事態を回避でき、医薬品製造企業、医療機器製造企業にとっても使い易く、第三者機関を介しての相手国での実施（輸入、販売、製造）実現（ジェネリック医薬も同様なのだが）がし易いのではないか。このライセンスの実施実現には、この第三者機関での各権利者企業との交渉能力、調整能力、実行能力が問われるというのは言うまでもない。

例えばタイの場合を想定すると、このライセンシー希望者というのが、GPO（医薬品局）という政府保健省の政府機関となる。ライセンス希望を第三者機関に申請し、そのライセンス供与を受けただけでは、その実施は輸入販売が精一杯という結末となる。そこで、希望実施形態（製造なのか販売なのか、あるいはその両方なのか）に応じて、第三者機関が権利者との仲介役となり、このライセンシーである GPO に対し技術供与、FDA への情報開示及び審査手続きを含めた包括的技術供与（生産管理、品質管理を含む）を行うといったことが可能となれば、GPO は自国内（政府、大学、研究機関でも）での製造（最初は輸入となると思うが）が可能となる。また、ライセンス内容によっては、サブライセンスも可能となろう。

今回は、あくまで限られた手元にある情報での居酒屋談義程度（リモート飲み会程度）の話となった。日本政府政策担当者の画期的具体的なアイデアの発表を次回の G7（先進 7 カ国首脳会議）において期待したい。

丁度、アビガン(ファビピラビル)についてタイのメディアで採り上げていたので、タイでのアビガン特許について簡単に調べてみた。現在3件の富山化学による公開されている関連特許出願が審査中である。いずれも、注射薬、錠剤組成、誘導体であり、本物質であるファビピラビルそのものではない。また、ファビピラビル基本特許出願(国際出願番号 PCT/JP99/04429)はタイへの国内移行は無かった(20年間近く未公開という事例はまずないとは思いますが、タイでは未公開の可能性もあるかもしれない)ので、この特許権はタイには存在していないと思う。別途、中国製薬企業である [Zhejiang Hisun Pharmaceutical](#) から GPO はファビピラビルについてライセンス供与されたと4月末頃タイのメディア(前回のこのニュース No.309 でも関連記事として採り上げた)が一斉に報じていた。どのような内容のライセンス供与なのかによるが、FDA の認可が得られたならば、タイ国内で輸入販売及び製造が可能となると期待される。この場合、アビガン関連特許のタイでの強制実施権の行使はまずはなかりとう勝手に予想している。

～タイ国家イノベーション庁は、イノベーションの為に1億バーツを確保する～
タイ国家イノベーション庁(National Innovation Agency, NIA)は、パンデミックにより金銭的な制約を受けたスタートアップや中小企業により実施されるイノベーション開発プロジェクト支援の為に1億バーツの資金を確保した。NIA の Pun-Arj Chairatana 長官は、NIA は、10件のイノベーションを支援するために3,980万バーツの助成金を拠出したと述べて、また、パンデミックが沈静化した後には、タイの経済及び社会開発に対して働く、イノベーションを基盤とする中小企業支援のために7,000万バーツが出資される、と述べた。NIA はまた、タイ政府貯蓄銀行(Government Saving Bank, GSB)とも協力し、良いイノベーションを開発した企業向けの、300万バーツを上限とした3年間の金利0%の融資プログラムを後押ししている。GSB とサイアムコマーシャル銀行(Siam Commercial Bank, SCB)は、イノベーションディベロッパー向けに2,000万バーツを2%の金利で融資する予定である。Pun-Arj 長官は、感染症が流行する前のスタートアップは、ベンチャー企業向けキャピタルファンドから融資を受けて開発を行っており、

多くのスタートアップが成長を続けていた、と述べた。Pun-Arj 長官は、パンデミックが弱まった後に、ディベロッパーは、医療技術、人工知能及びバイオテクノロジーを含むハードサイエンスなどのディープテックに重点を置くであろうと思われる、と述べた。大学はこれらの技術にもっと重きを置くべきである。Pun-Arj 長官は、Fortune 500 に掲載された企業の半数は、過去の景気後退により姿を現した、と述べた。さらに、我々が過去から学ぶならば、危機は常に好機を伴ってやってくる、と述べて、政府はまた、新しいビジネスを支援する必要がある、そして、進化する準備のできている者の面倒を見る必要がある、と述べた。

(2020年4月28日、バンコクポスト)

～タイの強固なイノベーションエコシステムが、明日の食品技術リーダーを育てる～

バンコクの一流校である、チュラロンコン大学サシン経営大学院(Sasin School of Management)の学生でありながら、賞を受賞した食品技術のスタートアップ Eden Agritech の共同創業者である Norapat Phaonimmongkol 氏は、現在、Eden Agritech の CEO である。同社の主力商品は Naturen の名で知られる Eden Solution である。自然発生の化合物からなるこの商品は、カット果物や野菜の消費期限を2倍さらには3倍に延ばすことができる。Naturen はまた、レモングラス、ドライフルーツ及びキャッサバ粉を含む幅広い他の製品の見た目や利点も向上できる。Eden Agritech の可能性は、Thaifex の Taste Innovation Show 2019 でスタートアップ賞を獲得したことを含め、一連のスタートアップ及びビジネス賞にて認められている。この成功の一部は、世界で3番目に大きな海産物事業を営み、多くの国でツナ缶の大手供給者である、Thai Union により運営されている Space F プログラムのおかげである。タイ国家イノベーション庁(National Innovation Agency, NIA)とマヒドン大学の協力により設立された Space F プログラムは、現在在籍するスタートアップ21社が、彼らの商業的成功を最大にするための、Thai Union 内部の運営ノウハウ、科学的能力及び最も適切な事業ツールへのアクセスすることを保証する指導プログラムを提供している。これらの便益は Eden Agritech

の商品開発の局面における化学エンジニアリングにおいて不可欠であった。Norapat CEO は、Space F プログラムは、少なくとも 100 万パーツ (3 万米ドル) 以上する沢山の魅力的なツールを所有していて、それらを無料で使わせてくれる、と述べた。Space F プログラムはまた、有り余るほどのアドバイスとコネクション、スタートアップへの教育、事業機会を提供してくれる。Eden Agritech の例は、強固な食品イノベーションエコシステムへの貢献において、いかにして Thai Union などの大手が新規入門者に援助可能であることを示したものである。

(2020 年 5 月 20 日、タイネーション)

～タイ工業標準局の不正ロゴをつけた飲料水ボトルの回収を CP 社が求められる ／タイ工業標準局の偽の認証をつけたフェイスシールド回収をセブン・イレブンが 求められる～

タイ工業標準局(Thai Industrial Standards Institute : TISI)は、TISI のロゴを許可なく使用していたとして、CP フレッシュマーケットの飲料水約 3,000 本を 4 店舗から押収した。TISI はまた、CP 社および CP フレッシュマーケットブランドの飲料水を生産しているアユッタヤー県の包装工場を検査し、工場で生産されていた両ブランドの約 40 万本に TISI のロゴが許可なく用いられていたことが判明した。

タイ工業標準局(Thai Industrial Standards Institute : TISI)は、セブン・イレブンで販売されているプラスチック製フェイスシールドに表示されていたタイ工業規格(Thai Industrial Standard : TIS)の認証番号が偽造されたものであるとして、セブン・イレブンを運営する CP オール社に対し、全品の即刻回収を命じた。このフェイスシールドは輸入品で、販売にあたっては TIS 認証番号の添付が義務付けられているが、輸入会社が玩具に分類されるべき認証番号を貼付して販売した疑いを持たれている。TISI ワンチャイ事務局長は、この偽造認証番号が貼付されたフェイスシールドを発見した場合、TISI に通知するよう呼びかけている。偽造認証番号による商品販売は工業製品規格法違反であり、販売者に対し禁固刑および／または罰金刑が科される。CP オール社は声明を発表し、全店舗から当該製品を撤去

したこと、輸入会社に対する法的措置の準備に入ったことを明らかにしている。

(2020年5月26日、タイネーション、2020年6月1日、タイ経済)

～タイのCPTPP参加が実際に有益かどうかを検証する委員会が設置された～

ラチャダー内閣副報道官は、火曜日に内閣は、プティポン・ブンナカン デジタル経済社会大臣を、タイが環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(The Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership : CPTPP)に加盟するか否かを検証するための職務に任命した、と述べた。プティポン大臣と速やかに設置される委員会は、考慮に30日を与えられ、内閣に回答を報告する。先の内閣主導による調査によると、タイがCPTPPに加盟した場合、GDPは133億2千万バーツ、0.2%成長し、投資は1,482億4千万バーツ、5.14%上昇するが、タイが加盟を選ばなかった場合には、266億バーツ、0.25%減少し、投資は142億7千万バーツ、0.49%の低下が予測されている。

(2020年5月27日、タイネーション)

～タイのフルーツ3品と磁器1品が地理的表示登録を受ける／タイ政府は4つの産品を地理的表示リストに加えた～

ウィラサック商務副大臣は、ナコンラーチャシーマー県ノーンタイ郡のユカン(マカムポン)、チャイヤブーム県バーンテー郡のトーンディーポメロ、チャチュンサオ県のココナツ、及び、ラーチャブリー県の磁器(ドラゴンジャー)に、地理的表示(GI)を定めた、と述べた。これら4点を加えて、タイ国内のGI登録産品の数は124点となった。ウィラサック商務副大臣は、アーントーン県のエッカラット太鼓が認証を待っている、と述べた。ナコンラーチャシーマー県のユカンは同県6つ目の登録産品であり、県別の産品数でナコンラーチャシーマー県はチェンラーイ県と並んだ。

タイ政府は、チャイヤブーム県のトーンディーバーンテーポメロ、ナコンラーチャシーマー県のペットノーンタイマニラタマリンド、チャチュンサオ県のバークラアロマティックココナツ、ラーチャブリー県のラーチャブリー磁器(ドラゴン

ジャー) を、地域コミュニティに収入を生み出す最新の動きである、タイの地理的表示リストに加えた。この追加により、商務省から GI 登録を受けたタイ固有の産品は 124 点となり、また、アーントーン県を除く 76 県に GI 登録産品が存在することとなった。アーントーン県はすでにその固有のエッカラット太鼓を認証のために提出している。ウィラサック商務副大臣は、GI 登録はコミュニティに固有の産品のブランディング保護を支援し、また、その産品の質と地域の叡智に対する消費者の信頼を構築するものである、と述べた。タイ政府は今年、コミュニティに収入を創出するため、各県における GI 産品の開発と振興を行なっている。タイ政府は 2024 年までに GI 産品からの売上を 300 億バーツ超とすることを目指すとともに、GI と観光を結び付けようとしている。GI 産品は 2019 年に 52 億バーツと過去最高の売上を記録した。2017 年の売上は 37 億バーツ、2018 年の売上は 40 億バーツであった。関連して、知的財産局は昨日、2010 年 5 月 11 日に GI 登録を受けた、ノンタブリー県のノントドリアン振興のため、Central Food Retail Co と提携した。

(2020 年 5 月 28 日、タイネーション、バンコクポスト)

～タイで医薬品のための知的財産の盾を準備中である～

知的財産局(Department of Intellectual Property : DIP)は、保健省傘下のタイ伝統薬及び代替薬開発局(Department of Thai Traditional and Alternative Medicine)と組んで、不当利得の獲得および外国人による特許あるいは商標登録を防止するための、タイ伝統薬の処方およびタイの伝統的知識の、中心となるデータベースを構築することとなった。DIP トサポーン局長は、この協力の下で、遺伝資源、伝統的知識および文化表現の知的財産倉庫が、国の資源と地域の知識を保護するために設立される、と述べた。トサポーン局長は、タイは生物多様性と太古の遺産の宝庫であり、この中央データベースは、タイ伝統薬およびタイの叡智の所有権についての参照を提供する、と述べて、この件はタイおよびタイ国民の知的財産権を保護するための初めてのデータベース開発である、と述べた。トサポーン局長は、このデータベースは、外国人が医薬品に対する特許登録を申請した際の審査と、外

国人がタイの遺伝資源と地域の叡智を不正に用いることによる生物盗賊行為の抑制のために、DIP が将来使用するものである、と述べた。このデータベースは 7 月から 8 月までに試験運用され、年末までに完成することが期待されている。伝統的タイハーブ治療法は、タイの祖先からの最も価値ある遺産のひとつである。現在、ハーブ製品の人気は、より科学的な研究開発と製造過程における先進技術の適用を促している。結果として、ハーブ市場は著しく成長し、タイにおける有力な産業となった。タイ伝統薬及び代替薬開発局の Marut Jirasrattasiri 局長は、タイ伝統薬及び代替薬開発局はすでに、タイハーブから作られたタイ伝統薬の処方 36,293 件と、ハーブアロマパウダーおよび食欲刺激剤などの処方 20 件を登録した、と述べた。Marut 局長によれば、ハーブ製品の世界市場規模は概算で年間 1,500 億バーツ超であり、うち、ハーブ薬品は概算 100 億バーツ、ハーブをもとにした補助食品が概算 400-500 億バーツ、石鹸や歯磨き粉といった化粧品が概算 1,000 億バーツである。

(2020 年 5 月 29 日、バンコクポスト)

～タイへの生産基地移転を外国人投資家が検討する～

タイ工業連盟 (Federation of Thai Industries, FTI) の Kriangkrai Thianukul 副会長は、多くの外国人投資家が、自身の生産拠点のタイへの移転に興味を示していると述べた。Kriangkrai 副会長は、日本、アメリカ及び EU からの外国人投資家との会議の後に、彼らのタイへ興味的主要理由は、中国の生産施設の閉鎖を引き起こし、工業部門のサプライチェーンに影響を及ぼした Covid-19 パンデミックである、と述べた。Kriangkrai 副会長は、タイが物流を助長できる幾つかの海港を有することと、地理的に東南アジア地域の中心に位置していることから、タイは東南アジア諸国の中で第一の選択肢となっている、と述べた。Kriangkrai 副会長は、タイはまた、多くの外国人バイヤーが電気電子部品をタイから輸入していることから理解できるように、中国のサプライヤーの操業停止中に生産を再開したハイテク産業向けの基本的なインフラ設備を有している、と述べた。同副会長はまた、日本が最近、Covid-19 に類似の将来のリスクを避けるために、生産者に対し中国からの移転を

推奨したことを付け加えた。同副会長は、多くのハイテク産業は母国へ戻ると思われるが、その一方で、中程度の技術を要する製造業の多くは、人件費の安いタイへの移転を目指している、と述べた。さらに、Kriangkrai 副会長は、タイが、東南アジア諸国内の多くの国々より Covid-19 にうまく対処したことが、タイの危機を扱う能力を証明し、投資家の自信強化を助長した、と述べた。

(2020年5月29日、タイネーション)

～タイの国境経済特区開発は着実なペースで進んでいる～

国家経済社会開発委員会 (National Economic and Social Development Council, NESDC) は、タイ全土の国境 10 地域での経済特区開発の進捗を発表した。2015 年から 2020 年 5 月の 5 年あまりで、経済特区への投資額は 246 億 9,900 万バーツであった。4,223 社、登録済資本額の合計にして 84 億 900 万バーツの企業が所在しており、そのほとんどが中小企業である。投資委員会 (Board of Investment, BOI) からは、新企業の設立に加えて、合計 110 億 430 万バーツ相当、75 件のプロジェクトに対する投資恩典申請も受けている。トラート県、カンチャナブリー県やナコーンパノム県の経済特区への民間企業の投資は、合計で 510 万 6 千バーツであった。ターク県とソンクラ県との経済特区における 2 つのプロジェクトに対する、税関局の投資促進政策のもとでの恩典申請は、合計額にして 1 億 4,000 万バーツであった。2017 年 10 月から 2020 年 2 月の間に、経済特区で就労するために来た外国人労働者数は合計 385,487 人で、そのうちの 344,478 人は季節労働者であり、さらにそのうちの 155,361 人はカンボジア人で 189,117 人はミャンマー人であった。

(2020年6月4日、タイネーション)

～タイ・サケーオ県の強制捜査で 1,000 点の偽造バッグが押収される～

昨日、アランヤプラテート郡の店舗が強制捜査を受け、1,000 点以上の偽造バッグが押収された。違法で取引されている偽造品および課税対象品の違法販売捜査のために、警察および陸軍レンジャー部隊がローンクルア市場へ向かい、有名ブランド

の名前を騙る偽造バッグを販売する店舗を発見した。店舗のオーナーは、当局が現れる前に逃走した。近隣店舗の話によると、偽造バッグの所有者はカンボジア人であった。これら偽造品の輸入書類や納税記録は存在しなかった。

(2020年6月5日、バンコクポスト)

～タイ・アーントーン県の太鼓の地理的表示マーク取得が進められている～

タイ全ての県が固有の GI 産品を持つべく、アーントーン県の伝統的な太鼓のための地理的表示(GI)登録過程が、今年末までに確実とされるよう、急いで進められている。知的財産局(Department of Intellectual Property : DIP)トサポン局長は、アーントーン県のエッカラット太鼓の GI 登録が今年末までに完了するよう進められている、と述べた。パーモーク郡(Pa Mok district)エッカラット町(tambon Ekkarat)の住民が、伝統的な歌唱スキルを受け継いでいるとはいえ、エッカラット太鼓は、特別な工芸技術とともに、特別な木であるレインツリーと、特別な牛の皮を製造のために必要とする。生きている博物館として振興されることで、太鼓村(Drum Making Village)は 2011 年に商務省によりクリエイティブ・エコノミーのモデルとして選定された。タイ政府は先月、チャイヤブーム県のトーンディーバーンテンポメロ、ナコンラーチャーシーマー県のペットノーンタイマニラタマリンド、チャチュンサオ県のバークラーアロマティックココナツ、ラーチャブリー県のラーチャブリー磁器(ドラゴンジャー)をタイの GI リストに加えた。これら品目の追加により、商務省から GI 認証を受けたタイ国内の産品は 76 県の 124 点となり、アーントーン県のみが登録 GI 産品を有していない、唯一の県となっている。昨年 2 月 18 日に、内閣は内務省に対し、収入創出のため、各県で GI 産品開発を振興するよう命じていた。

(2020年6月5日、バンコクポスト)

～タイの大型商取引は取引競争法の再検討を示唆することになる～

タイ取引競争委員会(Office of Trade Competition Commission, OTCC)は、大規模な M&A が検討されている際の抜け道を塞ぎ、解釈の余地を残さないために、取

引競争法(Trade Competition Act) (S&I 注：日本の独占禁止法に相当) に関する基準の改正に着手した。OTCC の Sakon Varunyuwatana 委員長は、行われつつある独占行為を防止するための基準を改善するために、国民の意見をまとめている、と述べた。タイ取引競争法の下での市場独占基準の施行は 1999 年であり、パブリックコメントは 6 月 27 日まで募集されている。Sakon 委員長は、この計画されていた改正は、今年初めの Charoen Pokphand(CP)グループによる Tesco のタイ事業の買収とは無関係であると主張した。Sakon 委員長によると、市場独占基準は 2 つあり、1 つ目は、前年の市場占有率が 50%超かつ売上高が少なくとも 10 億バーツであること、2 つ目は、3 事業の運営者の合併に関連するもので、前年の市場占有率が 75%超かつ売上高 10 億バーツ以上を基準とする。Sakon 委員長は、今回の改正は、3 社全ての売上がそれぞれ少なくとも 10 億バーツ以上であるのか、うち 1 社の売上が少なくとも 10 億バーツ以上であればよいのかはつきりしない、議論の余地のある 2 つ目の基準の改正を目指している、と述べた。Sakon 委員長は、合併後の市場占有率が 75%を超える場合に、その合併は市場独占の可能性があると裁定される傾向にある、と述べた。Sakon 委員長は、CP による Tesco タイの合併は 1 つ目の区分に属する、と述べた。OTCC による取引競争法改正は、スーパーマーケットブランドの合併の可能性に対する国民の懸念の後を追うものである。3 月に、CP が Tesco のタイ事業を 10 億ドルで購入したことは、CP が既にタイ国内のセブン・イレブンの営業権及びキャッシュアンドキャリーの小売店 Makro を所有しており、全て同じマーケット分野で営業されるため、市場独占の可能性に対する懸念の引き金となった。

(2020 年 6 月 8 日、バンコクポスト)

～タイ企業は CPTPP に透明性を望む～

民間企業は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(The Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership :

CPTPP)に対し、政府からの素早くそして明確なスタンスを望んでいる。企業は、すでに投資を行い、そしてさらにタイへの投資に興味を示している外国企業を引き合いに出して、将来の行動を決定するために CPTPP への参加に対する政府の決断を待っている、とした。CPTPP への参加がタイ経済の枢要部分を害しかねないとの懸念が広がる中、内閣は 5 月 26 日に、タイが CPTPP に署名すべきかどうかを考慮する委員会の設立で合意した。タイ商工会議所(Thai Chamber of Commerce)の Sanan Angubolkul 副会頭は、タイ商業・工業・金融合同常任委員会(Joint Standing Committee on Commerce, Industry and Banking : JSCCIB)の CPTPP 作業委員会は、すでに協定とその影響に関する自身の調査を完了させており、CPTPP 加盟について政府をサポートするかどうかに関するそのスタンスを、今週、JSCCIB に提案する予定である、と述べた。Sanan 副会頭は、懸念される主要な分野には、輸入関税緩和、政府調達、外国人労働者保護、知的財産(特に HIV および癌の医薬品特許に対する強制実施権)、植物新品種保護国際同盟(International Union for the Protection of New Varieties of Plants)、タイ植物開発と遺伝子組み換え作物の規制が含まれている、と述べた。

(2020 年 6 月 8 日、バンコクポスト)

～タイ産業団体はタイの CPTPP 加盟を支援する～

タイ商業・工業・金融合同常任委員会(Joint Standing Committee on Commerce, Industry and Banking : JSCCIB)は、パンデミック後の期間におけるタイの国際貿易を強化するため、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(The Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership : CPTPP)へのタイの加盟への動きを支援する。JSCCIB のスタンスは、昨日、タイ工業連盟(Federation of Thai Industry : FTI)によって明らかにされた通り、タイ商工会議所大学(University of the Thai Chamber of Commerce : UTCC)と共同で行われた 1 ヶ月間の協定に関する研究の後に発表された。FTI の Supant Mongkolsuthree 会長は、CPTPP はタイが世界経済に向かって前進するための新しいツールになり得る、と述べた。市民団体と NGO がタイの食の安全と

ある種の薬品に対するアクセスへの負の影響に対し、懸念を表明している。Supant 会長は、研究チームは、いくつかの反対グループとともにこれらの問題を議論したが、反対グループはなぜタイがこの協定に参加してはいけないかについての、完全で明確な理由を提示できなかった、と述べた。

(2020年6月10日、バンコクポスト)

～タイにとっての CPTPP の価値を調査する特別委員会が設置される～

下院は、議論を呼んでいる、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(The Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership : CPTPP)の費用と便益を調査するための 49 名からなる特別委員会の設置に満場一致で合意した。ナコーンサワン県選出のパラン・プラチャーラップ 党(国民国家の力党 : PPRP) (S&I 注 : 与党第一党) Veerakorn Kumprakob 下院議員が委員長に選ばれたこの委員会には、調査完了のために 30 日間が与えられ、作物種子、公衆衛生および医薬品、貿易投資といった分野における CPTPP の影響を調査するための 3 つの小委員会が設置された。49 名の委員のうち、37 名はさまざまな政党から選出され、そのうちの 10 名は主要な反対政党である野党タイ貢献党(プアタイ党) (S&I 注 : 野党第一党) から、また、9 名は PPRP から選ばれた。タイ誇り党(プームチャイタイ党) (S&I 注 : 与党) の選挙区選出議員である Suphachai Jaisamut 議員は、反対者は CPTPP がタイの公衆衛生と農業を損なうことを懸念している、と述べた。新道徳の力党 (S&I 注 : 与党) の選挙区選出議員である Rawi Matchamadon 博士は、CPTPP は他国が研究および新種植物創出のためにタイの自然植物の種子を採取して、それらを特許化して自身のものとするを許容している、と述べて、タイが CPTPP の加盟国となった際には、タイ政府は外国企業から特許訴訟を提起されるリスクに直面する、と付け加えた。前進党 (S&I 注 : 野党) の選挙区選出議員である Woraphop Viriyaroj 議員は、タイがこれだけ遅く CPTPP に参加を望む場合、タイの交渉力が低くなり、受け取るべき多くの便益を失って終わるであろう、と述べた。

(2020年6月12日、バンコクポスト)

～タイの外国企業に対するライセンスの許可が急増する～

外国人事業委員会（Foreign Business Commission）は先月末に、外国籍企業 20 社のタイ国内でのビジネスのためのライセンスを許可した。事業開発局（Department of Business Development, DBD）の Vuttikrai Leewiraphan 局長は、この 20 社は、合計で 4 億 4,200 万バーツを投資し、1,574 名のタイ人を雇用している、と述べた。これらの企業はほとんどが日本、オランダ、香港の企業であって、サービス部門から卸・小売業に対し投資した。外国人事業委員会は、今年の 1 月から 5 月に、前年比 35%増、合計投資額 37 億バーツの外国籍の企業 112 社にライセンスを発給した。

(2020 年 6 月 12 日、タイネーション)

～タイ投資委員会は、5 つのメガプロジェクトに対する投資特典を承認する／タイ投資委員会は、400 億バーツ超の大規模プロジェクトを承認し、持続可能な投資を約束する～

タイ投資委員会（Board of Investment, BOI）は、タイがロックダウンから浮かび上がるよう、タイの経済エンジンを始動するために、金額にして合計 418 億 3,000 万バーツを超える 5 つのメガプロジェクトに対する投資特典を承認した。BOI の Duangjai Asawachintachit 事務局長は、企業法人税と輸入関税の免税が含まれる見込みの今回のこの動きを、水曜日（6 月 17 日）に発表した。特典が承認された 5 つのプロジェクトは、以下の通りである。

1. Sammitr Group の、ペチャブリー県での年間生産可能台数を 3 万台とした、主として国内販売向けの電池式電気自動車（Battery Electric Vehicle, BEV）の生産のための 55 億バーツの投資。このプロジェクトにおいては、年間 85 億バーツ相当の国内原料の使用が見込まれている。
2. Thai Oil PCL の、チョンブリー県シラチャー地区における石油精製廃棄物を用いる 250 メガワットの発電施設に対する 241 億バーツの投資。この施設では、同

時に年間 80,300 トンの硫酸が製造される。

3. Envico Company Limited の、ラヨーン県アジア工業団地内に設置される、飲料及び食品コンテナの製造、及び、液体石鹼やシャンプーなどのボディケア製品や日用品向け容器に使用されるリサイクルプラスチックペレット（高密度ポリエチレン）の製造に用いられる、食品グレードリサイクルプラスチック生産に対する、24 億 7,600 万バーツの投資。

4. B. Grimm Power (Laem Chabang)1 Company Ltd の、チョンブリー県レムチャバン工業団地における、発電所プロジェクトへの 60 億バーツの投資。天然ガス発電施設は 157.32 メガワットの発電能力と、毎時 75 トンの蒸気生産能力を有する。発電された電力はタイ発電公社 (Electricity Generating Authority of Thailand, EGAT) とチョンブリー県のレムチャバン工業団地内の工場へ販売される。

5. Bangkok Arena Company Ltd の、バンコク都における MICE 産業の能力増加及び観光開発を目指したコンベンションホール建設への 37 億 4,500 万バーツの投資。

(2020 年 6 月 17 日、タイネーション、BOI ウェブサイト)

～タイの自動車生産台数は 5 月に回復したが、前年比 69% の下落である～

タイ工業連盟 (Federation of Thai Industries, FTI) の自動車部会は、5 月の自動車生産台数は前年比 69.1% 減の 5 万 6,035 台へ落ち込んだが、4 月の出荷台数の 2 倍以上であったと報告した。FTI の副会長であり、自動車部会のスポークスマンを務める Surapong Pisitpattanapong 氏は、これは、Covid-19 により世界的に自動車製造業及び市場が影響を受けたことにより、ここ 30 年間で最低の生産台数であった 4 月の 2 万 4,711 台で、自動車生産台数が底を打ったことを示している、と述べた。Surapong 氏は、5 月の生産台数は昨年同時期と比べれば未だ少ないが、4 月の生産台数から 126.76% 増加している、と述べた。Surapong 副会長は、Covid-19 の状況が 9 月までに終息すれば、タイは、今年の残りの 7 カ月で、月平均で 6 万台、合計で 42 万台を生産するであろう、と予測し、既に生産済みの 53

万 4,428 台と合算すると、年間生産台数は、約 90 万台となるであろう、と述べた。Surapong 副会長は、5 月の国内総販売台数は、Covid-19 の状況が改善したことにより前年比 54.12%減の 4 万 418 台であったが、4 月の国内総販売台数からは 34.24%増であった、と述べた。Surapong 副会長は、我々の 2020 年の合計販売台数は 50 万台から 70 万台の間とみているが、これは、Covid-19 の状況がどの程度早く終息するかにより左右される、と述べた。

(2020 年 6 月 19 日、タイネーション)

～タイの薬品の強制実施権に、CPTPP への参加はなんの影響も与えない～

タイ知的財産局(Department of Intellectual Property : DIP)は、タイが環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(The Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership : CPTPP)に参加した場合、薬品の強制実施権に関する権利を失うのではないかと、という国民の不安を和らげた。DIP は、CPTPP は薬品の強制実施権の使用を禁止してはならず、また、タイが薬品の強制実施権の保護期間を延長することを強制したり、タイに薬品試験の独占を認めるよう強制するいかなる規定も有していない、と述べた。DIP は、CPTPP の下での薬品の強制実施権は、非商用目的のための使用、あるいは、COVID-19 のアウトブレイクのような緊急事態を緩和するための使用に限定した、世界貿易機関(World Trade Organization : WTO)の規則に従っている、と付け加えた。DIP は、薬品の強制実施権の保護期間の強制延長や薬品試験の独占の 2 点に関しては、CPTPP の範囲外であり、これらは CPTPP の前身の環太平洋パートナーシップ協定(Trans-Pacific Partnership : TPP) 構築時に、アメリカが持ち込んだものである、と述べて、2017 年にアメリカが協定を離脱した際、残る 11 カ国はこの 2 点を破棄することを決定したため、タイは薬品の強制実施権の保護期間の延長を強いられることはなく、また、薬品試験の独占の認可を強制されることもない、と付け加えた。

(S&I 注 : 記事中の「薬品の強制実施権の保護期間の延長」および「薬品試験の独占の認可強制」については、TPP から CPTPP への変更に伴う凍結項目における、

知的財産における特定の規定の適用の停止の項目についての記載について記者が書こうとしたものと思われるが、記者の理解は正しくない。恐らく正しくは「特許を与える当局の不合理な遅延についての特許期間の調整」、「開示されていない試験データその他のデータの保護」を意味しているものと思われる)

(2020年6月22日、タイネーション)

～タイ政府はコミュニケーションゲームにおける CPTPP 批判を引き延ばしている～

米国が主導した多国籍プログラムである、環太平洋パートナーシップ協定 (Trans-Pacific Partnership : TPP) を断念して5年以上経過し、タイはようやくこのグループへの参加のルールに再び戻ってきた。ソムキット副首相の主導の下、タイは2020年早くより交渉を開始した。この新たな TPP は、アメリカの同盟国である日本の先導により、2018年3月に、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(The Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership : CPTPP)に再構成された。不幸なことに、タイ政府の動きは、2020年4月末より、国民からの長期にわたる激しい反発に直面している。著名な市民団体が、CPTPP をタイエリートの小さなサークルとその企業コングロマリットにのみ利益を与えると説明した。6月初めに Twitter におけるハッシュタグキャンペーン"#NoCPTPP"が行われた結果として、1週間以上にわたり、議論を呼んでいる貿易協定への参加に対するソーシャルメディアでの巨大な国民的反対をもたらされた。この成功の肝は、単純である。タイの市民団体は、すべての情報が消化できるよう、現実的な戦略を用いた。市民団体は、CPTPP についてのすべてのばら撒かれた情報を、挑発的で、ストレートで、読者に読みやすいメッセージに変換し、それらをソーシャルメディアプラットフォーム上で拡散した。メッセージが過剰に単純化されたとき、全体的に聴衆に対し広げていくことは、市民団体にとって容易な仕事となった。このように、問題は大量の罪ではなく、メッセージそれ自身が原因となる。市民団体は、自身が広めた CPTPP のトレンドを利用し、いくつかの生活を脅かす課題である、植物および種子に対する特許、医薬品特許、及び中小

企業問題のみを強調することによって、この問題に対し国民大衆が激怒するよう刺激した。片手に足りない課題が CPTPP パッケージ全体を代表することはあり得ないが、タイ社会が未だ農業分野に大きく依存を続けていることから、市民団体にとって、国民の意見により政府が反対するよう煽りたてることとなった。そして、これが本質的なところであるが、情報戦争が始まった際、政府が国民の意見を集約する能力に欠けていたようである。CPTPP 問題の交渉に直接の責任を有する、通商交渉局(Department of Trade Negotiations : DTN)と、商務省は、国民とのコミュニケーションを適切に率先して行ったとは証明されていない。市民団体はきわめてシンプルに Twitter や Facebook など、ほとんどをオンラインベースによる拡散で聴衆へ届けたのに対し、政府機関は、自身のソーシャルメディアチャンネルを有しているとはいえ、古典的な、紙ベースのリーフレット、記者会見、オフィシャルサイト上のレポート、情報が過剰なほど多い会議録といった、限られたチャンネルでのコミュニケーションが主体となった。実際のところ、政府は戦略的に、CPTPP についての情報のほとんどを所有する唯一の関係者であり、過去にはコンサルティング会社に委託して、CPTPP がタイに与える利害得失双方についての徹底的な調査を行わせた。その、500 ページに及ぶ調査報告とは別に、政府は過去数年にわたり、いくつかの同じ考えを有する機関から幅広い見解を得ている。政府は単に従来型のコミュニケーションアプローチに依存するのではなく、この問題について国民を啓蒙するためにより多くの試みを行うべきである。政府は、政府と国民との間のギャップを埋めるべく、速やかにその国内戦略を再調整すべきである。そうでなければ、政策コミュニティからの全ての推薦の言葉は、無価値なものとなる。

(2020 年 6 月 22 日、タイネーション)

～タイの CPTPP 加盟を、植物育種家が支持する～

タイがここ 3-5 年の間参加を検討していた環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(The Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership : CPTPP)に関するセミナーにおいて、タイ植物品種保護室(Plant Variety Protection Office)の Thidakoon Saenudom 室長は、タイが

参加を決定した場合、タイは植物の新品種の保護に関する国際条約(International Convention for the Protection of New Varieties of Plants, UPOV)による保護を受けると述べた。タイ種苗法は UPOV と類似しているが、厳密に同じではなく、CPTPP において、タイの農民が植物の種子を集めることができるかどうかは議論となっている。Thidakoon 室長は、UPOV は農民の種子収集を許諾するが、保護を受けるためには、植物育種家からの許可を得ることが必須である、と述べた。Thidakoon 室長は、2,000 の農家を対象とする調査によると、育種は市場の需要に応じた変化が必須であり、農家が種子を集める場合とは、需要に対し植物が足りない場合にのみしか起こらないから、農家が種子を集めることができるかどうかは、懸念事項とはなり得ない、と述べて、種子の交換に関しては、政府の決定次第である、と述べた。アジア太平洋種子協会(Asia and Pacific Seed Association : APAA)の事務局長である、Kanokwan Chodchoey 博士は、民間企業はタイ種苗法を UPOV に対応するよう訂正を提案する準備をしている、と述べた。ランの育種家である Nipon Chiawongrungrueng 氏は、ランの改良はビジネスにはどうしても必要であるとして、育種家は UPOV からの認証を望んでいる、と述べた。通商交渉局(Department of Trade Negotiations : DTN)は、タイは CPTPP 加盟のための 12 の手順のうち第 3 段階にあり、この問題を検討するために、下院が委員会を設置する、と述べた。

(2020 年 6 月 22 日、タイネーション)

～タイの CPTPP 加盟に関する議論が加熱する中、種苗の扱いに懸念が生じている～

米中貿易戦争に対する散発的な緊張の炎としての、タイが環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(The Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership : CPTPP)に参加するかべきか否かを中心とした荒々しい論争が、国内で続いている。タイの農家と市民団体は、特許された素材を含む種子の貯蔵と再使用を禁止する新たな協定の知的財産条項の影響について、懸念を表明している。しかしながら政府は、農家は種子を集め再使用する

る権利を有しているが、非商用目的に限られる、と主張している。有名な農学博士である Wimat Salyakamthorn 農業・協同組合省元副大臣は、タイの CPTPP 加盟には強く反対すると述べて、タイは 1991 年植物の新品種の保護に関する国際条約 (International Convention for the Protection of New Varieties of Plants, UPOV) を批准するか、あるいは加盟する必要があることを強調した。それに従って、タイは、生物資源関連の利益共有とタイの国内種苗の保護に影響を与えることになる、1999 年種苗法を改正しなければならない。UPOV は知的財産を保護するために重要な意味を持つ、CPTPP の主要条件である。UPOV の使命は、新品種を開発する育種家を勇気づける、植物品種保護の効率的システムの提供及び奨励にある。Wimat 氏は、その熱帯気候のおかげでタイは 70 万から 80 万種類もの植物品種を有しており、このことがタイをコメのようないくつかの農産物輸出で首位に導いている、と述べた。Agri-Nature 財団の理事長でもある Wimat 氏は、タイはトウガラシだけでも 10 万 (S&I 注：原文ママ) もの品種を有しているが、そのことは国民には伝えられてこなかった、と述べた。Wimat 氏によれば、1991 年 UPOV 条約は、タイに対して、他の加盟国がタイの天然植物の種子を研究と新品種創出のために利用し、そして創出された新品種の特許を自身のものとするとともに、タイの農民に再販売することを求めるものである、と述べた。同氏は、我々の懸念は、過去の CPTPP 交渉において、専門家であり協定の影響をよく知る、バイオタイ財団 (BioThai Foundation) のような農業分野からの代表者が交渉団のメンバーとなることがない点である、と述べた。同氏は、タイ政府は貿易協定の交渉について、CPTPP よりアセアンの枠組に注力すべきである、と示唆した。Knowledge Network Institute of Thailand の研究者である Somporn Isvilanonda 氏は、タイが CPTPP 加盟から利益を得られるかどうかは、タイが自身の競争力を向上する能力に大きく依存する、と述べて、特に、コメ、タピオカ、ゴムといった農産物のタイの競争力は、ここ数年で弱くなっている、と述べた。Somporn 氏は、UPOV 条約は知的財産保護を目指しており、その目的は、育種者に新品種を開発させ、自身の特許を所有するように奨励するための、植物品種保護の効率的なシステムの提供と奨励である、と述べた。Somporn 氏は、UPOV は育種研究と開発における競

争を鼓舞して、タイの農業競争力を向上するであろうとは理解している、と述べて、しかしながら、あり得る市場独占について注意し、種子が高価になりすぎないように保証しなければならない、と述べた。Somporn 氏によれば、タイ種苗法は、新品種開発を望むタイの育種者が新品種再生産のために外国から大量の品種を輸入することができないことを意味するから、植物品種輸出入の障害となっている。結果として、タイの品種開発が、世界市場での高い需要を示すコメの開発に成功した、ベトナムのような国の後塵を排することとなっている。Somporn 氏は、タイの農業開発は、独特の有機農産物開発と、現存の大量作物への価値の追加の 2 方向に注力する必要がある、と述べた。通商交渉局(Department of Trade Negotiations : DTN)オーラモン局長は、タイが CPTPP に加盟すれば、経済成長、投資および輸出が加速するであろう、と述べた。オーラモン局長は、タイの CPTPP 加盟は GDP を 0.07%から 0.22%の間、金額にして 2 億 5,149 万ドルから 7 億 5,475 万ドルの間で増加させ、同時に投資は 5.14%から 6.66%の間、金額にして 48 億ドルから 62 億ドルの間で増加し、輸出は 3.47%から 4.63%の間、金額にして 88 億ドルから 117 億ドルの間で増加することを見出した、DTP により委託された Bolliger & Co による調査を引用した。CPTPP 加盟がなければ、タイは概算で GDP を 0.25%から 1.1%の間、金額にして 8 億 5,930 万ドルから 35 億ドルの間で失い、同時に投資は 0.49%から 2.11%の間、金額にして 4 億 6,060 万ドルから 19 億 7,000 万ドルの間で減少し、輸出は、0.19%から 0.75%の間、金額にして 4 億 6,980 万ドルから 19 億ドルの間で減少する。しかし、バイオタイ財団やタイ FTA ウオッチ (FTA Watch Group)をはじめとする NGO や、持続的な農業を擁護する市民団体は、CPTPP がタイにもたらすであろう、圧倒的な不利益について懸念を表明している。本質的に、彼らは、商用種子を販売のために再度播種するかあるいは作物の品質改善のために商用種子を用いることさえ除外して、小規模農家の権利とアクセスに影響するとして、CPTPP がタイに対し 1991 年 UPOV 条約のような国際法に適合することを要求することに対し警告している。バイオタイ財団の Witoon Lianchamroon 理事長は、DTN のウェブサイトに掲載した、懸念を明らかにした 6 ページのレターに言及して、DTN により提供された CPTPP の影響に関する情報

は、タイが CPTPP に参加することを奨励するための、プロパガンダあるいは真理の半分にすぎない、と述べた。Witoon 理事長は、(CPTPP 参加により) 小規模農家が収穫のための種子購入に、現在の 3-5 倍の支払いを行う必要が生ずる、と述べた。タイ商業・工業・金融合同常任委員会(Joint Standing Committee on Commerce, Industry and Banking : JSCCIB)の委員であり、タイ工業連盟(Federation of Thai Industry : FTI)会長である Supant Mongkolsuthree 氏は、タイは CPTPP 加盟を進めるべきであり、この協定がタイに利益をもたらさないなら、最終的には脱退可能である、と述べた。Supant 氏は、加盟することにより、タイ政府は CPTPP が国際貿易と海外投資を活性化するか、あるいは、タイにトラブルを起こすかどうかを、よりはっきり認識できるようになる、と述べた。企業家の陣営の全員が JSCCIB のスタンスに賛成という訳ではない。タイ陸運連盟(Land Transport Federation of Thailand : LTFT)の会長顧問である Thogyoo Kongkhan 氏は、CPTPP はタイに新たな破壊を引き起こすであろう、と述べた。Thogyoo 氏は、もし CPTPP が利益で一杯であれば、なぜアメリカが脱退したのだろうか?と述べた。

(2020 年 6 月 22 日、バンコクポスト)

～ベトナムで知的財産及び偽造品取締に関する多くの新規定が 4 月 20 日から有効となる～

財務省 (Ministry of Finance) の 2015 年 1 月 31 日付通達(Circular13/2015/TT-BTC) (S&I 注 : 以下「旧通達」) の条項を補正及び補足する 2020 年 3 月 6 日付通達(Circular13/2020/TT-BTC) (S&I 注 : 以下「新通達」) によると、知的財産権の保護を必要とする輸出入品、偽造品及び知的財産権侵害品の取締に関連する多くの新規定が 4 月 20 日より有効となる。多くの新規定が、税関の検査、監査及び取締の実施 ; 税関手続の一時停止申請手続関連 ; 既に検査及び監査実施済の物品に対する税関検査及び監査 ; 模倣品又は偽造の徴候を示す物品の取扱 ; 知的財産権侵害の徴候を示す物品の取扱 ; 及び税関の執行に関するいくつかの内容の補正と補足、に関連している。特に、旧通達第 3 条第 1 項を補正及び補足する、新通達第 1 条

第 1 項 a では、特定される「偽造品」の概念の説明に関する法的文書を更新している。その結果、「偽造品」には、商業活動における行政違反の制裁、偽造品の製造及び取引、禁止品、及び、消費者利益の保護を定めた、2013 年 11 月 15 日付行政命令(Decree No.185/2013/ND-CP)第 3 条第 8 項及び当該行政命令を補正し補足する 2015 年 11 月 19 日付行政命令(Decree No.124/2015/ND-CP)第 1 条第 3 項に規定された物品が含まれる。旧通達第 3 条第 6 項を補正及び補足する、新通達第 1 条第 1 項 b では、偽造品及び知的財産権侵害品に対する税関の執行の概念の説明に対し補正及び補足がなされている。損害算定法に従った旧通達第 4 条第 3 項を補正及び補足する新通達第 1 条第 2 項 a では、組織及び個人の権利に対する補正及び補足がなされている。旧通達第 4 条第 6 項を補正及び補足する新通達第 1 条第 2 項 b では、権利者の義務を補足している。権利者あるいは法的に授權された者は、検査、監査、取締、税関局の検査の実施、監査、管理、及び、偽造品及び知的財産権侵害品と知的財産権で保護されている真正品との識別に関連する文書内容の更新を実施する税関当局に対し、情報提供する責任を負わされた。旧通達第 5 条第 5 項を補正及び補足する新通達第 1 条第 3 項では、損害算定法に基づき、税関当局の責任について補正及び補足がなされた。上記以外に、新通達は、税関手続の一時差止申請手続に関する内容も補正及び補足した。旧通達第 10 条第 2 項を補正し補足する新通達第 1 条第 8 項に特定される一時差止期間に関し、税関手続差止期間は、税関当局が税関手続一時差止決定を発行した日から 10 日間であると述べている。一時差止請求者が正当と認められる理由を有する場合、税関法第 74 条第 3 項に定められているように、請求者による追加費用の支払あるいは保証文書の提出を必須条件として、期間延長が可能である。この期間延長は、一時差止期間の満了日から数えて 10 営業日を越えることはない。旧通達第 10 条第 2 項の内容の削除、及び、税関法の条項に従い、税関手続差止期間は、一時差止の延長の場合を含めて、20 営業日を越えることはできない。

(2020 年 4 月 17 日、ベトナム税関ニュース)

～ベトナムで新たに施行された通達は知的財産保護要件を伴った物品の扱いを楽にする～

通達 Circular13/2020/TT-BTC (S&I 注：以下「本通達」) は、国境での執行の際の知的財産権保護における不十分な事項を克服するよう設計されていると同時に、権利者あるいは法的に授権された者と、検査、監査及び取締を楽にするための補正及び補足を行なっている。補正および補足の内容は、例えば、記録及び文書の簡素化や、税関法、知的財産法及び知的財産法の数多くの条文を補正及び補足する改正法、関連法的文書の条項と一致した行政手続の透明性を含む。本通達は特に、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership, CPTPP) に関連するものである。知的財産権侵害の徴候を示す物品の取扱に関し、本通達は多くの規定を有している。知的財産権侵害の徴候を示す物品の特定時に、税関支局は知的財産権者あるいは法的に授権された者に対し、知的財産権侵害の徴候を示す物品の写真と同封のうえ、所定の様式に従い、知的財産権侵害の徴候を示す物品に関連する情報の通知を送付しなければならない。本通達の新たな内容を効果的に実施するため、税関総局は、省税関・中央直轄市税関に対し、各職員に新通達全体の内容を徹底的に理解し、行き渡らせるための依頼書を発行した。

(2020年5月1日、ベトナム税関ニュース)

～ベトナムへの列車をロシア鉄道が編成する～

ロシア鉄道公開株式会社 (Russian Railways) の子会社である JSC RZD Logistics は、ロシアから中国を通りベトナムのイエンヴィエン (Yen Vien) 駅に至る列車を編成する予定である、と述べた。プレス・リリースにおいて JSC RZD Logistics は、ロシアからベトナムへの輸出の鉄道輸送の需要が 2019 年から増加している述べ、Covid-19 による航空便の欠航が鉄道サービスを更に活発にした、と付け加えた。プレス・リリースは、粉ミルクと食品の輸送需要が以前と比較し 4 倍に増えたことを特に言及した。輸出品はロシアのカルーガ (Kaluga) 州のヴォルシノ (Vorsino) 駅から、ザバイカリスク (Zabaykalsk)、シベリア (Sieria) 及び中国

を經由してハノイのイエンヴィエンへ鉄道輸送され、そこから車で全国の店舗へ配送される。ヴォルシノからイエンヴィエンまでの平均輸送時間は 24 日である。RZD Logistics がサプライチェーン全体の編成を行い、その子会社である FELB が、中国を横断する貨物輸送を担当する。ベトナムでの物流サービスの品質は運輸業者の Ratraco が保証する。ベトナムとロシアを結ぶ鉄道路線は、ベトナム鉄道 (Vietnam Railway) とそのロシア側のカウンターパートによる二者間協力合意への署名に従って、2017 年 12 月に着手された。

(2020 年 5 月 8 日、ベトナムニュースエージェンシー)

～ベトナム・ホーチミン市で AI ドリブンイノベーションのコンテストが開始される～

2020 年 AI ドリブンイノベーションコンペティションが 5 月 14 日にホーチミン市で開始された。このイベントは、ホーチミン市科学技術局 (Ho Chi Minh City Department of Science and Technology)、ホーチミン市情報通信局 (Ho Chi Minh City Department of Information and Communication Department)、ベトナム国家大学ホーチミン市校、及び技術開発事業化促進庁 (National Agency for Technology Entrepreneurship and Commercialization Development, NATEC) により協催される。5 億 5 千万ベトナムドン (2 万 4 千米ドル) の賞金の他に、参加者は、プロジェクトとごとに、最長 3 カ月間に渡り 2 億ベトナムドンの資金が投じられるインキュベータープログラムへの参加と、トレーニング及びコンサルティングを受ける機会が与えられる。予選は、8 月に予定されており、参加枠は最大 50 名である。うち 20 名が準決勝へ進み、決勝と表彰式は 11 月に予定されている。

(2020 年 5 月 14 日、ベトナムニュースエージェンシー)

～韓国の医薬品会社によるコロナウイルスワクチン開発は初期段階にある～

韓国の医薬品会社によるコロナウイルスワクチン開発は初期段階にあり、アメリカのライバル会社に遅れをとっていると、水曜日に同業界の情報筋が述べた。韓国内で先頭を走る動きは、バイオ医薬品メーカーである Genexine Inc. や SK Life

Science Inc.に率いられた 6 社による合併によるものである。Genexine コンソーシアムは、そのメンバーの一社である Binex が生産に成功したサンプルを使用し、そのワクチン候補を猿で使用する実験を実施した。このコンソーシアムは、6 月の試験開始を希望して、今月中に臨床試験計画を食品医薬品安全処(Ministry of Food and Drug Safety, MFDS)へ提出する計画である。SK Life Science は現在、Covid-19 のワクチン候補の安全試験を実施しており、9 月に臨床実験を開始することを目指している。情報筋によると、他の幾つかの医薬品会社もコロナウイルスワクチンの開発を試みているようであるが、詳細は明らかとなっていない。韓国では、11,000 人以上が新型コロナウイルスに感染し 263 人の命が奪われた。2 週間前に韓国政府は、韓国は、既存の 7 種類の治療薬が新型コロナウイルスの治療に効果があるかどうかを知るための臨床試験を実施していたと述べた。韓国政府は、3 種類のワクチンに対する臨床試験が今年末までに開始されるであろうと述べて、試験の成功に引き続き、来年末までにはワクチンが開発されるであろうと付け加えた。

(2020 年 5 月 24 日、タイネーション)

～イスラエルのチームは数年に渡るコロナウイルスの研究により、ワクチン開発の準備が整う～

テルアビブ大学(Tel Aviv University, TAU)のチームは、抗 Covid-19 ワクチンの発見のためにスイス企業と提携した。TAU の技術移転会社である Ramot と、イスラエルを拠点とする Neopharma グループのメンバーであるバイオ医薬品メーカー Neovii による合意が、火曜日に発表された。TAU の分子細胞生物学及びバイオテクノロジー(Molecular Cell Biology and Biotechnology)スクールの Jonathan Gershoni 教授が、エルサレムポスト紙に説明したように、この研究者チームは、SARS-CoV-2(Severe Acute Respiratory Syndrome Coronavirus 2) が流行した直後の 2004 年からコロナウイルスに焦点を当ててきた。Gershoni 教授は、我々の研究範囲は、ウイルスとウイルスが感染する細胞の間の相互作用である、と述べた。彼らの研究の焦点は、異なるコロナウイルス株の相互関係の無効化である。Gershoni 教授は、2012 年に中東呼吸器症候群(Middle East Respiratory

Syndrome, MERS)が流行したとき、SARS から学んだ侵入のメカニズム及び、ウイルスの受容体結合モチーフ (Receptor Binding Motif, RBM) を MERS の研究に適用できると気がつき、嬉しかったと述べた。この研究者グループはこの発見の特許化を 2015 年に開始し、特許は最近登録された。Gershoni 教授はこの特許が、Neovii との提携を可能とし、多くの機会を保証する、と述べた。Gershoni 教授は、これまでの研究から、我々は新型コロナウイルスを研究するのにとても良い位置にある、と述べて、1,2 ヶ月で、現在の新型コロナウイルスの RBM の再構成を完成できると予想している、と述べて、前回のコロナウイルス株の場合には数年の期間を要した、と付け加えた。この研究の最終目標は、他のワクチンより効率がよくより安全なワクチンを開発することである。共同記者会見において Neovii の CEO である Jurgen Pohle 氏は、Covid-19 を含めた、将来起こり得る全ての新たなパンデミックに向けた、将来有望なワクチン候補の素早い開発のための画期的プラットフォームを Neovii に提供する Gershoni 教授、及び、TAU と提携できることにとても興奮している、と述べた。

(2020 年 5 月 13 日、エルサレムポスト)

～EU 加盟国はアストラゼネカ社とのワクチン取引に署名する～

イギリスのアストラゼネカ社と EU 加盟のオランダ、ドイツ、フランス、イタリアの 4 カ国がコロナウイルスワクチン頒布についての合意に達した、と述べた。オランダ政府の土曜日の声明によると、アストラゼネカ社は 4 カ国に対し、2020 年末以降、接種 300 万回分から 400 万回分のワクチンを提供する。これら 4 カ国で確認された症例は、66 万 5 千件に上ると報じられている。この取引は、ヨーロッパが COVID-19 のワクチンのどれであっても十分な備蓄の確保を確実にする助けとなるもので、今月初めに設立された 4 カ国連合にとっての初めての具体的な結果を記録した。この 4 カ国グループは、十分な生産能力を有する薬品メーカーとともにワクチンの発見を求めている、27 カ国からなる EU の行政執行機関である、欧州委員会と並行して活動している。アストラゼネカ社は、オックスフォード大学とともに開発しているワクチンの製造能力拡大を望んでおり、他の企業との協力に

も門戸を開いている、と述べた。現在の製造能力は接種 20 億回分であり、同社は、開発及び製造全てに政府の支援合意が得られれば、ワクチンを入手可能な価格で生産できるとし、その場合の接種 1 回あたりのコストは数ドル程度となる。アストラゼネカ社は、イギリス、アメリカ、感染症流行対策イノベーション連合(Coalition for Epidemic Preparedness Innovations : CEPI)および GAVI アライアンス (Gavi, the Vaccine Alliance)に対し、7 億回分の同様な合意に達している。アストラゼネカ社の製造するワクチンは治験段階にあり、有効性が確認されればすぐに頒布可能である。アストラゼネカ社 CEO の Pascal Soriot 氏は、同社は今年末までに米国で接種 1 億回分を入手可能とするとともに、イギリスで接種 3 千万回分、他のヨーロッパ諸国向けに接種 1 億回分近くを入手可能とする、と述べた。ヨーロッパは、いかなる予防注射薬の備蓄確保においても、アメリカや中国の後塵を拝することを避けようと熱心である。

(2020 年 6 月 15 日、バンコクポスト)

～国際連合によると、パンデミック下の無料コンテンツは文化産業を脅かす～

書籍、映画、コンサートなどの無料コンテンツがコロナウイルスとほぼ同じ速度で拡大していることは、パンデミックから引きこもっている人々の生活をくつろいだものにしてはいるが、既に壊れやすくなっている文化産業を脅かしている、と国際連合(United Nation, UN)は火曜日に警告した。何人かのコンテンツクリエイターが、自身の芸術作品を自身で入手可能とすることを選択している一方で、UN の世界知的所有権機構(WIPO)のフランシス・ガリー局長は、文化分野に対する著作権無視の例外を求めるといふ、知的財産に対する数多くの要求が寄せられていることに対する懸念を表明した。WIPO の知的財産規則は、文化的著作権の例外を、特殊な事情の下で、かつ、特殊な状況の下において、著作物、出版物及びその他の創造的コンテンツへのアクセスを容易とするために許可している。しかし、AFP とのインタビューの際にガリー局長は、その例外を、世界中で 21 万人以上を死に追いやった現在進行中のパンデミックを、博物館の展示、オペラ、バレエ、コンサート及び出版物全てを、公衆に対し無料で利用可能とする言い訳として使用することが正

当化されるかどうかについて疑問を呈した。ガリー局長は、我々は、より一層慎重になるべきである、と述べて、無料化の動きは既に、壊れやすい分野の多くの専門家の収入を劇的に減らしている、と指摘した。ガリー局長は、映画産業を例示して、これらの分野における多くの人々は、収入源を完全に失った、と警告した。ガリー局長の警告は、火曜日に WIPO が、視聴覚的実演に関する北京条約が発効したことを祝賀している際に届いたものである。北京条約は、2012年に採択され、最小批准国数 30 カ国に達した今、発効したものである。この条約は、実演家に対し、自身の視聴覚的実演の、複製、頒布及び貸出に対する権利を付与するもので、実演家がもっと収入を得ることが可能であることを意味する。これは、1961年に署名がなされた多国間規定への合意をデジタル時代にあわせて更新したものである。批准国 30 カ国には、中国、日本、及びロシアが含まれる。アメリカや、欧州の映画ハブであるフランスやイタリアを含むビッグプレイヤーは、署名はしたが批准はしていない。ガリー局長は、自宅に閉じこもっている人々のメンタルヘルスの基礎である、文化的芸術を支援することもまた重要である、と強調した。

(2020年4月30日、ジャカルタポスト)

～世界保健機構は、Covid-19 知識プールを思い切って進める～

世界保健機構（World Health Organization, WHO）は金曜日に、WHO が発表した世界的な知的共有プラットフォームとして、各国、企業及び研究者に対し、それぞれの障壁取り除き Covid-19 に関する発見を開放して、それぞれの発見を公表することを推奨した。この情報プールは、知的財産とオープンソースデータの自発的な世界的レポジトリを意図しており、賛同する全ての人々が、新型コロナウイルスに対する共同戦線において、互いの進捗から利益を得ることのできるものである。このアイデアを最初に提案したコスタリカのカルロス・アルバラド大統領は、世界中で流行する致命的なコロナウイルスと戦うために効果のあるワクチン、治療法及び技術の発見のための競争において、自己中心的になっている時間はないと述べた。アルバラド大統領は、このアイデアは、異なる進歩やイノベーションを世界中の誰でもが利用可能とすることにある、と述べた。何ダースものワクチンプロジェクト

が世界中で着手されていて、幾つかの臨床試験がこの病気の治療法を見つけ出す過程にある。潜在的な金融上の利害関係は巨大であり、いくつかの医薬品大手は、最初にワクチンを市場に投入するために時間と競争している。今週、サノフィ (Sanofi) が、ワシントンがフランスの大手製薬会社の研究へ資金援助したことにより、可能性のある Covid-19 ワクチンは全て最初にアメリカに行くであろうと述べたことが、嵐を引き起こした。アルバラド大統領は、この困難な時期を克服したいのであれば各国と民間企業との間の団結が必要不可欠である、と述べた。WHO のテドロス事務局長は、WHO は、この、明確なビジョンを持った提案と意志を受け入れ、数週間以内に、Covid-19 と戦うための現存の、及び、新たなツールにおける、知識、データ及び知的財産の、開かれた、共同の共有のためのプラットフォームを送り出す、と述べた。このプラットフォームは 5 月 29 日に正式に利用可能となり、この技術レポジトリには、Covid-19 と戦うための、ワクチン、医薬品、診断及びその他の効果のありそうなツールが含まれている。

(2020 年 5 月 16 日、ジャカルタポスト)